

日本野鳥の会埼玉 野鳥データベース利用規則

(目的)

第1条 本規則は、日本野鳥の会埼玉（以下、「当会」）調査部が運用する野鳥データベース（以下、「データベース」）について、その利用を適切に行うために定める。

(データベースを閲覧できる者)

第2条 次に示す当会の会員がデータベースを閲覧できる。なお、調査部員以外については、原則として閲覧の際に調査部員が立ち会うものとする。

- 1 調査部員
- 2 IT 委員会委員
- 3 野鳥記録委員会委員
- 4 役員
- 5 リーダー

(出力したデータを利用したい場合の手続き)

第3条 次に示すとおりの手続きを行うものとする。

- 1 役員またはリーダーが当会の活動のために利用する場合
特に様式は定めないが、利用希望者は調査部に使用目的と希望するデータについて詳細を伝える。
- 2 (公財)日本野鳥の会または連携団体が学術調査目的等に利用する場合
別紙様式「野鳥データ利用申込書」により調査部に申請する。ただし、本規則の制定前から(公財)日本野鳥の会に提供している採鳥会データに関しては、改めて「野鳥データ利用申込書」の提出を求めることはしない。
- 3 国、県、市などの公共機関並びにその関係機関、大学等並びにその関係機関、第3条の2に示すもの以外の自然保護団体等が学術調査目的等に利用する場合
別紙様式「野鳥データ利用申込書」により調査部に申請する。
- 4 当会の会員が個人的に利用する場合
別紙様式「野鳥データ利用申込書」により調査部に申請する。
- 5 1～4以外の場合
別紙様式「野鳥データ利用申込書」により調査部に申請する。

(データ提供の可否の決定)

第4条 利用希望者の申請内容が当会の活動趣旨に合っているか調査部で判断し、それに基づいて次のように処理する。

- 1 提供できると判断された場合
 - ① 第3条の1、4または5の場合
調査部からデータを提供する。
 - ② 第3条の2または3の場合
役員会の承認を得たうえで、調査部からデータを提供する。ただし、限定された鳥種のデータのみを提供する場合、第5条の2に該当する場合は役員会の承認を要さない。

③ データ提供実績の役員会への報告

年度ごとにまとめて行うものとする。

2 提供できないと判断された場合（前記1の②で役員会の承認が得られなかった場合を含む。）

調査部から申請者にその旨を通知する。

（データ提供範囲の制限）

第5条 データの内容により提供範囲を次のとおりとする。

- 1 野鳥保護の観点から問題があると調査部で判断した稀少種、営巣・繁殖などのデータは提供しない。ただし、第3条の2または3の場合は、この限りでない。
- 2 データベースの集計機能を使うなど個々のデータが見えない形に加工して提供する場合には、原則として制限を設けない。ただし、場所を特定できる情報が含まれた第5条の1に該当するデータに関しては、この限りでない。
- 3 個々のデータが見える形で提供する場合には、原則として1種の鳥に関するデータに制限する。ただし、第3条の2または3の場合、調査部が問題ないと判断した場合は、この限りでない。
- 4 提供するデータには報告者の名前を含めない。ただし、報告者の名前が必要とされる学術調査目的等にデータを利用する場合は、この限りでない。

（提供したデータの扱い）

第6条 データ利用者は次のことを遵守しなければならない。

- 1 提供されたデータを含んだものを公表する場合には、当会データベースのデータを利用した旨を明記し、公表したものの写しを調査部に提供すること。
- 2 提供されたデータを第三者に譲渡しないこと。

（規則の改廃等）

第7条 本規則の改廃には役員会の承認を要する。

附則

- 1 この規則は2018年7月15日から施行する。
- 1 規則を一部変更し、2024年12月22日から施行する。
- 1 規則を一部変更し、2025年7月21日から施行する。